

京都大学 大学文書館だより

Kyoto University Archives Newsletter

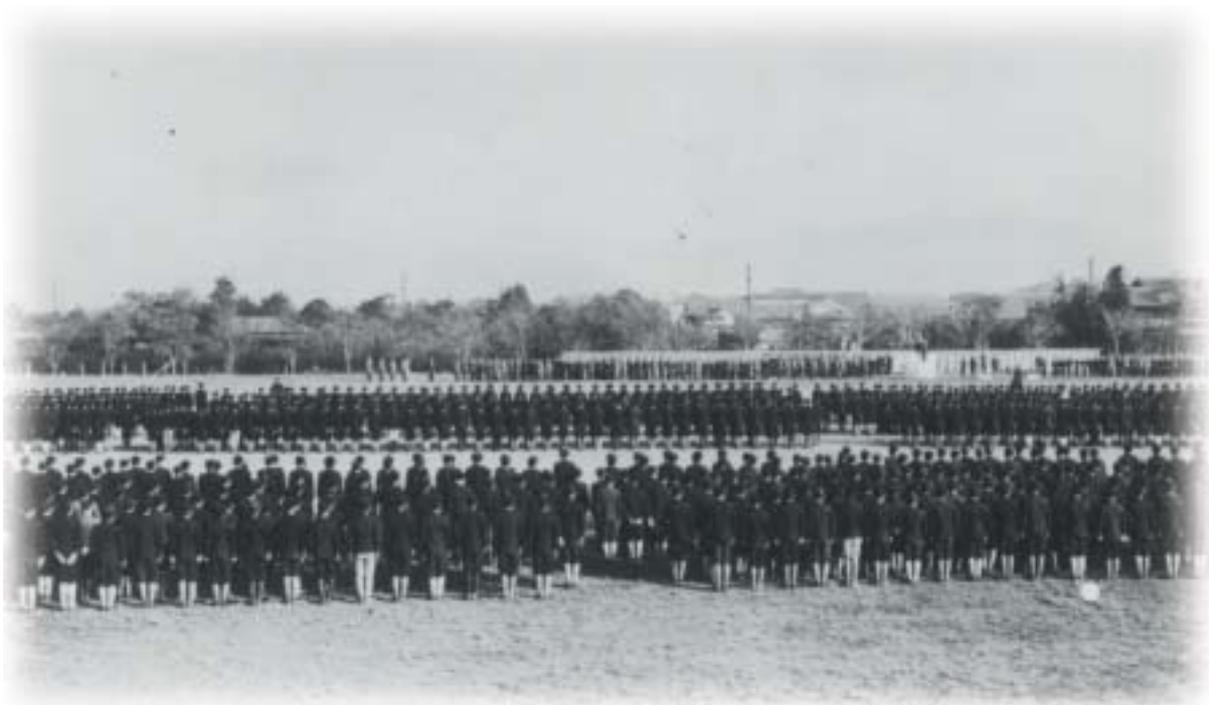
第4号

目次

野上彌生子の日記に描かれた京大系学者 松尾 尊兌	2
戦時下の特別科学教育について 片岡 宏	4
地域アーカイブズと大学アーカイブズ - 大学アーカイブズに関する研究会 第2回「アーカイブズ論の今と国立大 学のアーカイブズ」に参加して - 神谷 智	7
データで見る京都大学の歴史： 蔵書数の変遷	10

お知らせ：

「三高展」を開催しています	11
日誌	12
大学文書館の動き： 第2回「大学アーカイブズに関する研 究会」を開催しました	13
資料提供のお願い	13
明治期京都帝国大学の文書管理 - 『明治四十年 文書編纂規程』 - 保田 その	14



1943年11月20日に農学部グラウンドで举行された出陣学徒壮行式の様子

1943(昭和18)年10月、戦局の悪化に伴って、それまで高等教育機関の在学者に認められていた徴集猶予が廃止となり、文系を中心に20歳以上の学生生徒は原則として陸海軍に入営・入団することになった。京大でこの時に徴集された学生は、文学部・法学部・経済学部の8割近くに農学部の一部を加えて2,000名以上といわれている。彼らの中には、特攻隊などに配属された者をはじめとして戦没者も多数にのぼるが、その正確な人数は60年後の現在に至るまで明らかではなく、現在大学文書館で調査を行っている。

野上彌生子の日記に描かれた京大系学者

京都大学名誉教授 松尾 尊兌

満百歳の誕生日を一月後に控えて急逝した野上彌生子は、息の長い現役作家であった。書き続けた日記も、1923年7月から1985年3月30日の死の17日前まで、正統計57冊本の全集の19冊分を占める。野上はこの間、東京と北軽井沢(群馬県)に住み、京都を訪れることはまれであったが、日記には、意外なほど京大系学者についての記載が多い。

その理由については、次のようなことが考えられる。(1)知識欲がすこぶる旺盛で、読書の範囲が広いこと。(2)いわゆる岩波系文化人の中心的部分に位置し、学界の情報に通じたこと。(3)夫の豊一郎が長老教授であった法政大学に、京大出身者が何人も就職したこと。(4)長男の素一(イタリア文学)が戦後27年間京大文学部教官であったこと。(5)「京都学派」の頂点にあった田辺元と、戦後の北軽井沢で親交があったこと。

以下若干の事例を示そう。引用文は当用漢字、現代仮名遣いに改めた。登場人物はすべて筆者の大先輩だが、敬称は略した。

内藤湖南と三浦周行 1925(大正14)年1月16日付の日記にいう。「夜は室町時代の研究をよむ。いろいろ新たな智識をえた。内藤湖南という人は中々頭の明敏な人であるらしい。秋田県人らしいウィットに充ちているとおもう。三浦周行氏とすっかり同じことを論じていて、より以上深く入り込み、短い中に多くの内容と暗示を盛っている」。続いて同月26日付には「室町時代が今夜^(ママ)すっかりよんだ。内藤湖南の概論が最も頭のよさを発揮しているとおもう。その次ぎ三浦周行」。

史学地理学同友会編『室町時代の研究』(星野書店、1923年)の13人の寄稿者の大半は京大系だが、黒板勝美・岩橋小彌太ら東大系も入っている。巻頭は内藤の「応仁の乱に就て」、巻末は三浦「鎌倉より室町へ」。野上はこの京大の二人を特筆し、しかも自ら「他流試合」に来

たと称する東洋史畑の内藤を第一としていた。野上はさらに内藤の『日本文化史研究』(1924年)を読み、「該博な専門的知識とあらゆる方面の蘊蓄」および「鋭い直覚力」を評価し、わざわざ「日本文化の独立」の章を高校と中学に通う三人の子に読みかかせている(1926・4・1)。野上の京大史学への関心は戦後に継続し、林屋辰三郎や直木孝次郎らとの交誼にいたる。

河上肇と和辻哲郎 1927(昭和2)年5月22日の条。「河上肇と和辻さんとの喧嘩。原因は例の検挙されている京大の学生連の社会運動に対する和辻さんの峻烈な批評で、それは西田氏や波多野氏がアンチ・ソシアリズムの立場から陰に和辻氏をサポートしてさせたものである。河上さんはそれを知って反駁文を出す、またそれに和辻氏が答えて大げんかとなり絶交までしたのだそう。西田さん達の哲学科の人々は社会主義なんて愚者の論で、真に宇宙生命の問題を考察する学者の携わるべきものでないと云うらしい。今度の裁判に当たっている検事はアベさんの弟で、それはすべて和辻さんに相談してやっているのだそうである」。

治安維持法の日本人に対する最初の適用例となった京都学連事件に際し、和辻が「ロシアに行われた暴力革命主義手段をそのまま模倣するために研究するのは『研究』の名に値しない」と社会科学研究会側を批判したことに端を発する河上との論争は、すでに知られているが(杉原四郎『旅人河上肇』岩波書店、1996年)その背後に河上と京大哲学科との対立が



あったとは初耳である。もっとも、この情報をもたらしした小林輝次(1923~1926法政大在職)は河上の愛弟子だから、情報の真疑の判定には慎重を要する。安倍能成の弟の怨はこの裁判の陪席判事であり、検事ではない。しかし、河上側の見方を示すものとして、この情報は意味がある。

野上は、漱石門下の親しい後輩たる和辻に必ずしも同調しない。野上はこの情報を記したあと、西田幾多郎や波多野精一が自分の「愛読者」であることを心の支えとしていると書く一方、社会主義が『宇宙の根本問題』にふれないにしても「世界の大勢がパスしなければならぬ一流域であることは疑われない」と結んでいる。野上はその後河上に好意的関心を抱き続け、社会主義観も変えなかった。

三木清・谷川徹三・戸坂潤 この三人は昭和初年相次いで法政大学に勤務した。野上がもっとも親しかったのは、ともに北軽法政大学村の住人たる谷川で、息子の俊太郎も日記にしばしば登場する。野上は三木の「頭の良さ」を繰返し賞讃しているが、一方、次の言もある。「この男にリンとした立派なところがあつたら申分ないのだが」(1934・10・25)。その三木と谷川とを比べていわく。「彼は田舎ものらしい素朴さと粗野の中にどこか少年のようなシャイをもっている。彼を凶々しく、狡い男のようにいうのはどうか。むしろその点ならデリケートではあるが谷川氏の方が狡くはなくともクレヴァーであろう。時には狡さに近いまで...」彼女は戸坂をもっとも高く評価したようだ。1953年11月6日の条に記された田辺元との対話にいわく。「三木氏もよく出来たが、人間的には戸坂氏をずっと立派とする私の見方にも同感された」。

田辺元 野上より三ヶ月早く生まれた田辺との、晩年の親密な関係については、いち早く中村智子が『人間・野上弥生子』(思想の科学社、1994年)の中で描き、近年は竹田篤司『物語「京都学派」』(中央公論新社、2001年)も言及している。最近では竹田篤司・宇田健編『田辺元・野上弥生子往復書簡集』(岩波書店、2002年)が評判になった。『日記』の中では時折り田辺の語った京大の内情が記される。以下はそ

の一端。

「京大の瀧川事件の頃からの話もいろいろ伺った。その時に和辻氏のとった態度で、先生とははっきり別の陣営に入るのが分かったとのこと。和辻さんの論文も梵語の榊さんを説き伏せるのに中々むずかしく、賛成はしないが、黙っていようという事で漸くパスした。(中略)西田さんが近衛を田辺先生に逢わせたがるのを、近衛が煙たがって避けてばかりいた事もおもしろい」(1953・11・6)。

瀧川事件のとき田辺は瀧川処分に反抗した法学部を支持したのだが、和辻は不支持であったこと、それがその後の和辻の反動化の予兆であったこと、和辻の学位論文(?)に榊亮三郎が反対したこと、時期は不明だが、近衛文麿が田辺を煙たがったこと等々、重要な証言である。

野上素一 1969年3月8日付にいわく。「今日Sよりのたよりに三派の学生が大学に投げこんだのは火焰びんよりいっそ不和のリングであったとして、松平氏とすっかり口も利かめ始末となった旨がしるしてあった。六十時間からつづいた学生らとの談交のあいだに身体(ママ)の異常を理由に途中から去った十人ほどの教授らに素一も血アツの冒進をいって加わり、残った松平氏らが自己批判をさせられて署名させられたのを恨んでいるのだと書いてあった。露骨に遁げだした形となったとすればまづい」。

この団交は文学部紛争の序幕の一部として、2月26日から3月1日まで続き、さまざまの波紋を生んだ。素一と同じ言語学畑の教官として「もっとも親しい」関係にあった松平千秋(西洋古典)との関係悪化を、彌生子は気づかっている。総じて日記の中では、茂吉郎と耀三の二弟に比べて、素一は常に気がかりな存在であった。それだけに、素一が京都日伊会館の建設に奔走したとき、趣意書の印刷代その他に110万円もの小切手を与えるなど、さまざまな援助を行っている(1971・3・10、5・15)。

以上の抜書はほんの一端である。野上彌生子の日記が京大側面史の重要史料となりうることは間違いない。

戦時下の特別科学教育について

京都発明協会常務理事(1953(昭和28)年医学部卒) 片岡 宏

計画から発足まで

太平洋戦争末期の昭和19年9月に、理数科に秀でた小中学生を選抜し特別教育を施す趣旨の法案が衆議院本会議で可決成立した。該法案の目的は、科学技術研究の中核となるべき人材の早期育成である。それを受け、東京・広島・金沢の高等師範学校と東京女子高等師範学校の附属中小学校に新学級が編成され、昭和20年1月から授業が開始された。

京都帝国大学においても、湯川秀樹教授を中心に鋭意検討が行われ、「特別科学教育研究班」が発足し、昭和20年4月16日には楽友会館で具体的な実施要綱が討議された。

その結果、中学生は京都府立第一中学校(現在の洛北高校)、小学生は京都師範学校附属国民学校(現在の京都教育大付属小学校)に各学年の定員を30名とする新規学級を設置すること、生徒は近畿地方の中学1～3年生及び京都市内の小学4～6年生を対象とすること、等が決定された。

次いで各中小学校長あて推薦依頼(4月30日締切)があり、推薦された応募者について5月上旬に試験が行われた。以下、当時中学3年生であった筆者の記録を基に、中学生を対象とした本制度の実態を紹介する。

選考試験

試験は昭和20年5月8日午前8時から京大本部(時計台の建物)の2階で行われ、試験科目は物象(物理・化学)、生物、数学であった。第1期生(中学3年生)の受験者数は197名、従って競争率は6.6倍となる。なお受験票の裏面には、試験当日に空襲警報が発令された際の注意事項が詳細に記載されており、当時の緊迫した世相を物語っている。

第1次発表は5月10日、合格者は翌11日に身体検査と口頭試問、12日に心理考査があり、最終合格者(各学年30名、合計90名)の氏名は12日の午後に発表された。

口頭試問では湯川教授や駒井卓教授(理学部長)が試験官となられたが、答える側の中学生にとっては、雲の上の神様から色々質問されているような心



境で、正に緊張の連続であった。翌日の心理考査は文学部の心理学教室で行われ、一人ずつかなり綿密なテストが行われたのが印象に残る。

入学と生活

入学式は5月21日に京都一中の講堂で、京大の羽田亨総長、駒井教授・湯川教授・芦田譲治教授・田中正三教授(何れも理学部)や新居善太郎京都府知事臨席のもとに行われた。次いで「特別科学学級」の名称の新クラスが編成され、実際の授業は直ちに翌日から始まった。

念のため補足すると、当時の中学3年生以上は全て軍需工場へ動員され、下級生も授業は完全停止(昭和20年3月18日文部省通達)で農業生産活動などに従事していた。従って京都一中の広大な校舎で学んでいたのは、この3学年の90名だけであった。

また当時の日本の都市は連日のように米軍の空爆に曝されており、一旦空襲が始まると交通機関は全面運休止、遠距離通学は不能となる。そのため上記90名は、全員が京都市内に居住又は下宿する事を義務付けられた。

その頃の我国は正に末期状態で特に食糧事情は最悪だったから、まだ若い中学生にとって親元を離れての一人暮らしは、艱難辛苦以外の何物でもなかった。同期生の結束が未だに固いのも、戦争末期と終戦直後の極限状態

を共に耐え抜いた体験の結果であろう。

授業内容

先生は京都一中の教諭の他に京大からも若手の教官が応援にこられ、密度の高い授業内容であった。なお教科書は一切使わず、全て口述筆記と演習や実験で構成されていた。

講義の内容は「全てが猛烈」の一言に尽きる。要するに旧制高校(現在の大学の前半2年)程度の学力を中学在学中に叩き込もうと言うのだから、先生たちは凄く張り切って授業をされた。むろん生徒の方も少々過負荷状態ながらも必死で勉強したのは言うまでも無い。

例えば数学は1時間目から級数展開で度肝を抜かれ、更に函数論・確率論などへ発展する。物理は微分積分の知識を前提とした些か難解な講義であった。化学も英語も難しかったが、満足感を味わった記憶も多い。むろん教科毎の難易度は個人差が大きいだろう。

なお授業は決して理数科偏重ではなく、時間数こそ少ないが国語・漢文・歴史の授業もあり、しかも内容はかなり濃厚であった。

例えば歴史は皇国史観とは正反対の、当時は発禁本の津田左右吉著『古事記及び日本書紀の新研究』に基づく大和朝廷の赤裸々な史実の講義であったし、漢文は唐詩選などを出典とする自由主義的傾向のものから男女の機微に関するものまで幅広く教材となった。

思想統制の頗る厳しかった戦時下に、一步を誤れば治安維持法違反にもなり兼ねない大胆な内容を、いくら特別教育という免罪符があったとは言え、まだ幼い中学生に堂々と教授された事は驚嘆に値する。

学級の終焉とその後

さて、大きな期待と京大全学あげての支援下に開始されたこの教育も、敗戦とその後の学制改革の嵐には抗し得ず、僅か2～3年で制度の幕を閉じることになる。

まず第1期生は9名が昭和22年3月に4年修了で三高へ入学後、旧制高校と旧制大学最後の卒業生となる。爾余の者は翌昭和23年3月に卒業し、旧制高校の1年生となった翌年には新制大学の1年生に進学、4年後に新制度の大学最初の卒業生となる。

なお新学制は旧学制よりも原則として1年短いから、第1期生は新旧何れの制度へ進んだ者も、大学は殆んどが昭和28年3月の同時卒業となる。学制切替によるハプニングである。

第2期生は昭和23年4月に7名が4年修了で三高へ入学し、以後は第1期生の昭和23年3月卒業者と同一経路を辿る。残った20余名は同年に新制高校の2年生となる。

第3期生は旧制高校への道が全く閉ざされており、全員が昭和23年4月に新制高校の1年生となる。

このように本制度は学制改革の嵐に翻弄されながら昭和23年3月で完全に消滅した。

なお当初の90名(及び若干の編入生)は、病氣や帰省による中途離別者もあったが、全員が京大を始め東大や阪大などへ進学し、卒業後は各界で活躍。また最若年者ですら古希を迎えた現在も、各期毎のクラス会は活発に開かれており、更に平成14年5月19日には三期合同の同窓会が京都で開催された。

考察

戦時下にこのような制度があった事を知る人も現在では稀となり、加えて文献も少ない。更には戦後の教育平等化の余波で、飛び入学制度ですら好意的な目では見られず、況んや特別科学教育に類した制度の検討はタブー視され兼ねないのが現状であろう。

しかし雄大な理想を掲げ、関係者の絶大な協力を得て設置された本制度の意義は決して少なくなかったし、今後の我国の教育制度を真摯に検討する際は、必ずや他山の石となるうと思われる。

文献[]内は片岡のコメント)

鈴木一正:福岡教育大学紀要,40(4)377~394(1991)ibid.44(4)359~374(1995)[特別科学教育全般にわたる浩瀚な総説、但し京大関連の記載は少ない]

大内伊助:鳥取大学教養部紀要,28,125~134(1994)[第2期生主体の記録(英文)]

小穴雄康:「人数半ばに満たずとも」(2002)(非売品)[第2期生メンバーの回顧録]

地域アーカイブズと大学アーカイブズ

—大学アーカイブズに関する研究会第2回「アーカイブズ論の今と国立大学のアーカイブズ」に参加して—

名古屋大学大学史資料室助手 神谷 智

名古屋大学の大学史資料室に勤めはじめから7年になります。おもに資料室が集めた資料の整理・保存の仕事をおこなっています。この仕事をしていくなかで、大学における大学アーカイブズの必要性をはじめ、(大学)アーカイブズ論・記録史料学などについても、自分自身少しずつ勉強をはじめ、最近やっとそれなりに少しはわかりかけてきたのかなというところです。一方で、もともとは歴史を専攻していましたので、資料室に勤めてからも、以前からの継続で自治体史編纂などの仕事もしてきました。その関係で、自治体史編纂や自治体の(公)文書館・博物館・歴史資料館など、地域の歴史文書を取り扱う方たちと一緒に仕事をしたり、話したりする機会も多くあります。そのたびごとに、自分も含め大学の歴史研究者の地域への協力不足や、大学をはじめとして日本におけるアーカイブズ自体についての研究不足も感じていました。

このようなことをこれまで感じてきたなか、今回沖縄県立図書館(前沖縄県公文書館)職員富永一也さんの研究発表「われわれのアーカイブズ:公文書館の精神を求めて」を聞かせていただきました。富永さんの論旨は明快でした。経験論・帰納論でアーカイブズを考えてはいけぬ。アーカイブズ(機関)を定義するにあたっては、目的理念が優先されるべきであって機能ではない。公文書館はまずは公文書館法(この法自体に問題点はあるとしても)に基づいて業務を行うことが原則であり、歴史文書を集める文書館(博物館・歴史資料館)などと混同してはならない。公文書館は機関が生み

出す文書(沖縄県公文書館の場合は沖縄県の行政事務文書)を中心に収集・整理・公開する機関である。文書の取捨選択に



においては、それが機関が生み出したものかそうでないものかが、まず第一義的な基準になる...などなど。

富永さんの主張は、「アーカイブズ論の今と国立大学のアーカイブズ」という今回のテーマにきちんと応えた、いま大学アーカイブズの設立をめざしている方々が、この研究会や大学史資料協議会などでこれまで議論してきた点を敷衍するものでした。大学アーカイブズは当該大学の歴史を研究するだけの機関ではないこと、ましてや一般の歴史文書を集める機関ではないこと、当該大学の事務文書を中心に大学および大学の歴史に関わる資料を集める機関であること、そのため博物館や図書館とは異なる機能を有していること、などを思いました。おそらくこの場にいた大学アーカイブズ関係者の多くも、共感をもって聞かれたのではないかと思います。

ところで当日は大学アーカイブズの関係者以外に、関西近郊の自治体の(公)文書館の方も参加されていました。いま大学は、大学内だけで教育研究するだけではなく、地域に開き、地域に貢献する大学を目指す方向にあります。こういうなか地域自治体

で文書に関わる方たちへ、この研究会への参加を呼びかけられた京都大学大学文書館の見識の深さに敬意を表します。ただこれら地域文書館の方たちからは、富永さんの報告に対し、いくつかの疑義が出されていました。私の印象でしかないのですが、その多くは歴史文書と公文書はやはり切り離しては考えられないという反論でした。戦後まもなくから長く歴史資料の保存運動や地域文書館の設立運動に関わり、またはこれを受け継いできた方たちの立場からすれば、公文書館法の制定は(たしかにこの法律が文書館設立運動の成果をきちんと反映しているものではないにしても)この運動の流れの中に位置づけられるものであり、歴史文書を除外した公文書だけの法律とは、心情的にも解釈できないものと思われまます。公文書館法を地域の歴史文書館と切り離しては考えず、公文書館法の条文の「公文書等」の「等」に、歴史文書を読みとりたいという気持ちも言下に否定することはできないと思われまます。情緒的なものに流されず、「心情」「気持ち」というものをこの際切って捨てて、理念で考えたとしても、それは生きた生身の人間がみえない理念でしかないのではないのでしょうか。

たしかに富永さんがいわれるように、公文書館が公文書の収集を忘れて、歴史資料の収集だけに奔走するようでしたら、それはおそらく偏ったものになるでしょう。しかし逆に、法的根拠を公文書館法にもっている公文書館は、まず公文書を集める機関であり、歴史文書はあとにまわすか、歴史資料(文書)館や博物館など別の施設・機関をつくって、そこであつかえばよいなどいえば、これもまた偏った主張になります。公文書(行政文書)も地域の歴史文書も、最終的にはどちらも同じ歴史文書(公文書でいえば「非現用文書」)になることを忘れてからです。歴史文書と公文書は機能の

違いを明確にして業務をしていく一方で、共通性も常に念頭において利用を考えていく必要もあると思います。

まずは「文書」あるいはさらに広く「アーカイブズ」という一般的な議論をpushしておくべきでしょう。そこには「公文書」「歴史文書」「図書」「資料」などたくさんものが入る可能性があると思います。それらはどのような施設・機関が集めるのが本来なのかを考えていくと、おそらく各々がそれぞれ別の施設・機関で扱うのがよいというのが一般的な結論になるでしょう。問題はそこからです。では実際の経費や規模などを考慮した場合、何をその施設・機関が集めるか、その地域がおかれている現状を鑑みながら、議論・調整されていくと思われまます。その時に大切なのは、同じ施設・機関内にあっても、その機能をきちんと分けて明確にしておくとともに、一方でお互いに連携を諂っていくという、両方を兼ね備えておくことだと思われまます。「図書館」「博物館」「歴史資料館」「(公)文書館」など、法的根拠は異なってはいるものの、類似した施設・機関が地域には数多くあります。各々機能は違っても、その業務内容はお互い理解しておくべきでしょう。職員は「業務が違う」と考えてはいても、利用する地域住民にはなかなか区別しがたいと思われまます。それは住民が事前にきちんと理解しておくべきだというのは、住民サービスを行う立場の自治体職員としては奢りであり、理解が欠けているとしかいえません。また展示や講演などについて、共同して企画を行うなど、お互いに連携して業務を遂行することも考えてよいと思われまます。それもある意味、有効な住民サービスといえないのでしょうか。施設・機関の利用者は地域住民であり、自治体職員はまずは住民サービス全体を念頭におきつつ業務を遂行していくことが、自らの専門性を追求、深めることにもつな

がっていくものと思われます。公文書と歴史文書の性格の違いや、それぞれがはたす住民サービス機能の違いをきちんと明確にし、そのうえで業務上の区別と連携について、一つの(公)文書館という職場の中で合意を形成することこそが、いま必要ではないか。

先日の3月3日に名古屋大学大学史資料室では、福井県文書館職員の平野俊幸さんをお招きして、ワークショップを開催しました。当日は先の富永報告を聞かれた方も一部来て下さってくれました。平野さんのお話では、福井県では、新図書館建設案が登場したため、それまで絶ち切れになっていた文書館建設が併設という形で可能となりました。本来の理念とはほど遠いかもしれませんが、一方で歴史資料を閲覧するために文書館へ行った際、図書館が持っている「松平文庫」も閲覧できるという形になっています。また総務部である文書館職員は、教育委員会図書館の職員としての辞令もつけています。図書館の仕事に精通していない文書館職員が図書館の業務を一部担うことは、おそらくその専門性からは十分な住民サービスができないかもしれません。しかし一方で、現状として図書館業務を文書館が補完することで、専門的ではない一般的な住民サービスの充実にはなることもあろうし、新しい図書館・文書館のあり方を模索・研究できる可能性もあります。

大学アーカイブズも、まず大学内での役割を位置づけなければなりません。「図書館」「博物館」「資(史)料館」「広報窓口」などとの役割機能の違いを明確にしていく必要があるでしょう。その時、大学がもつ歴史文書はどこであつかうか、先に見た地域アーカイブズの問題と同じような問題が出てくると思います。本来はその役割機能ごとにその組織ができればよいのですが、先の地域アーカイブズのように、合併機関と

して設立されるかもしれません。そうであっても役割機能の違いだけは明確にしておく必要があるでしょう。そのうえで、これも先の地域アーカイブズのように、お互いの業務も理解し、連携・共同した企画をおこなうことが、今後増えてくると予想される大学を利用する地域住民へのサービスになると思います。

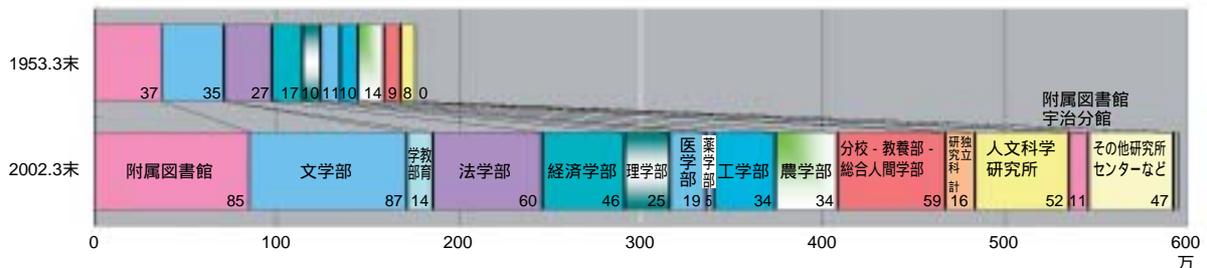
このように大学アーカイブズは地域アーカイブズと同様な問題をかかえていますが、逆にいえばこれは、地域アーカイブズの問題について大学アーカイブズが応えていくこともできるということになると思います。アーカイブズ論や記録史料学に関する教育・研究は、大学アーカイブズこそが担えるものと思われます。これについては今後地域住民や自治体から要求されてくると思われる。大学アーカイブズは大学内においては事務文書だけを対象に限定して業務をおこなうとしても、教育研究ひいては地域貢献においては、文書やアーカイブズ全体を対象にしていることが不可欠だと思います。そのときは、これもやはり大学内の他の施設・機関との連携・協力も必要となるのではないのでしょうか。

データで見る京都大学の歴史

蔵書数の変遷

現在、京都大学には600万冊近い蔵書がある。各部局とも戦後における増加は特に著しく(図1)、附属図書館、各部局の図書館・図書室ともに収納スペースの確保が課題となっている。

図1 京都大学蔵書 部局別内訳(戦後のみ)

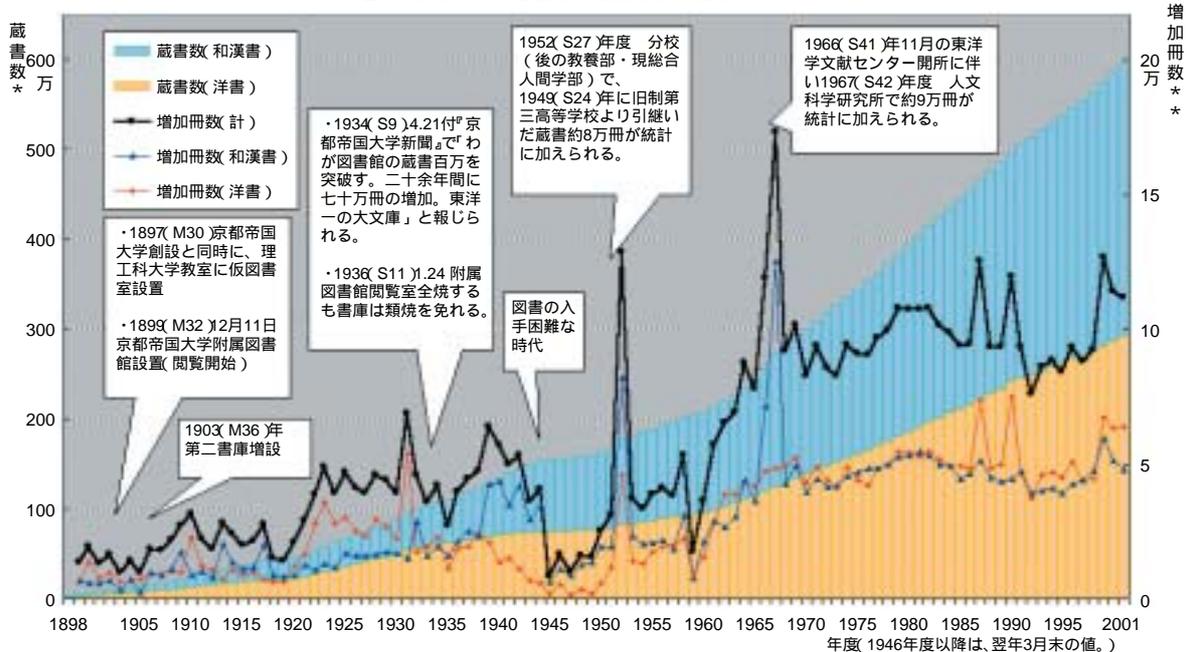


1953.3末については、『京都大学百年史』資料編3『蔵書数』より、2002.3末については『静情』(Vol.39.No.1 2002年5月発行)より、部局を適宜まとめて作成。

京都帝国大学では、1897(明治30)年の創設と同時に理工科大学に仮図書室が設置され、1899(明治32)年には附属図書館が閲覧業務を開始した。その後、1936(昭和11)年の閲覧室火災(図書カードを焼失、蔵書の被害は約3000冊)や、図書の入手困難な戦時期などを経たが、蔵書の大規模な消失はなく、明治期の書籍も多数残されている。

図2を見ると、近年の増加冊数は、洋書が和漢書を少し上回る状態が続いているが、京都帝国大学時代では、1920年代の増加冊数では洋書が和漢書を大きく上回っているのに対して、1930年代後半からは洋書の増加冊数が急速に減少するなど時代状況を反映していることがわかる。他方、図書の入手が困難であった戦時中にも寄贈などを含む蔵書数の増加は続いており、1944(昭和19)年においても、学生のための教養書確保のための方策が練られていた(『京都大学百年史 総説編』p1215 - 1216)。

図2 京都大学の蔵書数・増加冊数の推移



* 『京都大学百年史』資料編3、『静情』(京都大学附属図書館発行)各号より作成。
 ** 1963年度以前は、前年度冊数との差。1964年度以降は『静情』の蔵書統計に記載されている増加冊数。不用決定に伴う減などは含まないため、前年度冊数との差は値が異なる場合がある。

図書館の蔵書を手にとったとき、それが京都大学に受入れられた時代にも思いを馳せてみてはいかがだろうか。

保田 その(京都大学大学文書館助手)

お知らせ

「三高展」を開催しています

旧制の第三高等学校(通称三高)は、明治2(1869)年化学・物理の学校として大阪に開講(開校)した舎密局(せいみきょく)を始まりとし、その後何回かの制度の改編を経て1889(明治22)年京都に移転、1894年に第三高等学校という名称になりました。以後、戦後の教育改革のなかで京大に統合され、廃止されるに至るまで、三高は京都という歴史と文化の街で独自の「自由の校風」を築きあげてきました。その「自由の校風」によって育てられた人材は各界に数多く、日本のノーベル賞受賞者のうち3人(湯川秀樹、朝永振一郎、江崎玲於奈)が三高出身であることもよく知られています。

舎密局の開講135周年を来年に控え、現在大学文書館では、財団法人三高自昭会、三高同窓会の協賛を得て、「三高展」を開催しています。展示の具体的な内容としては、まず「三高のあゆみ」というコーナーで大阪時代から廃止までの三高の制度や建物などの変遷を写真や文書資料、および湯川や朝永自筆の入学宣誓簿などの現物資料でたどります。次に「学園生活あれこれ」では、運動部・文化部の活動や授業の様子を示す写真や、試験問題、生徒が使用した教科書などを展示しています。また「特別展示」として、長く校長を勤めた折田彦市の胸像、三高の校風の象徴とも言える「自由の鐘」、高橋是清揮毫の校銘板および校旗を置いています。さらに「記念祭・運動会」「三高の危機」「戦争と三高」「一高戦」の4つのテーマで企画展を行っています(企画展は3ヶ月に1度展示替えを行います)。

開催の要領は下記のとおりとなっています。ぜひお越し下さい。



開館日時：2003年2月14日～2004年1月31日の毎週金・土・日

(ただし1月2・3・4日は休館)

11:00～17:00(入場は16:30まで)

会場：菊水ビル6階(京都市中京区寺町通四条北東角、電話075-241-3751)

入場料：無料



[日誌] (2002年10月～2003年3月)

- | | | | |
|---------------|--|--------|--|
| 2002 / 10 / 1 | 大学文書館教官会議。 | 1 / 15 | 工学研究科倉光正己講師より、大学紛争期の工学部改革関係資料寄贈。 |
| 10 / 8 | 杉立義一氏より、荒木寅三郎元総長関係資料寄贈。 | 1 / 23 | 大学文書館教官会議。 |
| 10 / 11 | 宇多小路豊氏より、第三高等学校関係資料寄贈。 | 1 / 27 | 保存期間の満了した事務局行政文書(今年度分)および各部署行政文書の搬入(～2月14日)。 |
| 10 / 16 | 西山助教授、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)全国大会(於富山国際会議場)において「『大学アーカイヴズ』の意義と今後の課題」と題して講演。 | 1 / 30 | 学外より、戦前の京都帝国大学の学生による満州への見学旅行および京都大学が刊行した年史について照会。 |
| 10 / 31 | 『京都大学大学文書館だより』第3号、発行。 | 2 / 3 | 蒲生薫氏より、京都帝国大学医学部関係資料寄贈。 |
| 11 / 13 | 大学文書館教官会議。 | 2 / 7 | 教官より、文学部国史学講座が戦前に行っていた神道史関係の講義について照会。 |
| 11 / 25 | 大学文書館教官会議。
一橋大学附属図書館より、大学文書館の現状・設備などについて照会のため来館。 | 2 / 10 | 滋賀大学経済学部附属史料館より、大学文書館の設置の経緯・現状・設備などについて照会のため来館。 |
| 11 / 27 | 熊取正光氏より、旧制京都大学経済学部関係資料(アルバム・卒業証書等)および第三高等学校関係資料(アルバム)寄贈。
西山・嘉戸助手、戦前・敗戦直後の京大について聞き取り調査のため出張(於奈良市)。 | 2 / 11 | 「三高展」オープニング・セレモニー開催(於三高会館)。 |
| 11 / 30 | 『京都大学大学文書館研究紀要』第1号、発行。 | 2 / 14 | 「三高展」開始(於三高会館、～2004年1月31日)。 |
| 12 / 3 | 間新氏より、京大ポート部関係資料寄贈。 | 2 / 18 | 大学文書館教官会議。
学外より、戦前の医学部教官について照会。 |
| 12 / 4 | 学校法人甲南学園より、大学文書館設置の経緯等について照会のため来館。 | 2 / 20 | 大学文書館運営協議会。 |
| 12 / 7 | 大学文書館教官会議。
第2回大学アーカイヴズに関する研究会「アーカイヴズ論の今と国立大学のアーカイヴズ」開催(於京都大学楽友会館)。 | 2 / 21 | 西山・保田助手、大分県立先哲史料館へ出張。 |
| 12 / 12 | 理学研究科森健助教授より、卒業証書寄贈。
工学研究科加藤鏡子氏より、大学紛争関係資料寄贈。 | 2 / 25 | 西山、戦時期の京大について聞き取り調査のため出張(於宝塚市)。 |
| | | 2 / 26 | 学外より、大学院特別研究生について照会。
東京スポーツ新聞社より、「回生」という学年表記について照会(3月21日に掲載)。 |
| | | 3 / 3 | 嘉戸、名古屋大学大学史資料室ワークショップ「第2回アーカイヴズのすすめ」(於名古屋大学)に参加。 |
| | | 3 / 5 | 国文学研究資料館史料館より、大学文書館の現状・設備等について照会。 |

- のため来館。
- 3 / 7 西山・岸本総務課課長補佐、全史料協近畿部会第66回例会(於京都大学楽友会館)において「大学文書館の設立経過と現状」と題して講演。
- 3 / 18 大学文書館教官会議。
- 3 / 24 西山、戦時期の京大について聞き取

- り調査のため出張(於神戸市)。
- 3 / 26 西山、鹿屋航空基地史料館、知覧特攻平和会館に出張(～27日)。
- 3 / 28 静岡大学附属図書館より、大学文書館の設置・現状について照会のため来館。

大学文書館の動き

第2回「大学アーカイヴズに関する研究会」を開催しました

2002(平成14)年12月7日に、「大学アーカイヴズに関する研究会」第2回「アーカイヴズ論の今と国立大学のアーカイヴズ」(於京都大学楽友会館)を開催しました。

今回の研究会は、大学アーカイヴズが取り組むべき役割を中心に議論された第1回の成果を踏まえ、大学以外のアーカイヴズの理論と実態を考えることで、大学アーカイヴズ固有の理念や課題を照射し、議論を深めるとともに、様々なアーカイヴズに共通しうる問題を検討することを目的に、大学関係者のみならず、近隣の資料保存機関の方々にもご参加頂きました。基調報告では、沖縄県立図書館の富永一也氏による「われわれのアーカイヴズ：公文書館の精神を求めて」が発表されました。アーカイヴズの理念の混乱・不在という問題が、「アーカイヴズ」という語の定義に淵源する根深い問題であり、またそれがアーカイヴズの業務に支障をもたらしていること、さらには理念がニーズ論にすりかえられていること、そしてこうした問題が日本のみならず世界のアーカイヴズが直面している問題であることなどが指摘されました。その後の質疑応答においても、それぞれの立場からのコメント・質問が出され、活発な議論が行われました。とりわけ、今後、整備・充実の望まれる大学アーカイヴズにとっては、理念論の重要性が再確認されたと言えます。



資料提供のお願い

大学文書館では、京都大学の歴史や学生生活などに関係する資料を収集しています。

現在、2004年度の本格開館に向けて、京都大学の歴史に関する展示の準備を行っております。特に、戦前から現在にいたる学生生活に関する資料(卒業証書、学生服、ノート、写真など)をお持ちの方には、是非、ご協力いただきたくよろしくお願いたします。

ご協力いただける場合は、下記までご連絡ください。

Tel : 075-753-2651

Fax : 075-753-2025

E-mail : archiv52@mail.adm.kyoto-u.ac.jp

明治期京都帝国大学の文書管理

——『明治四十年 文書編纂規程』——

京都大学大学文書館助手 保田 その

京都大学では、大学文書館設置直後の2000(平成12)年11月7日、「京都大学における行政文書の管理に関する規程」が制定された(達示第12号)。これによりすべての文書に関して保存期間が定められ、保存期間満了後の文書すべてが大学文書館に移管されるという制度が完備された。

現在、大学文書館においては、この規程に従って移管された文書の、整理や目録作成を行っているが、この作業を通じて気づいたことの一つに、明治、大正期に作成された文書が比較的整っているということがある。明治、大正期の京都帝国大学においてはどのような文書管理が行われていたのだろうか。

事務局より移管された文書のなかに、『明治四十年 文書編纂規程』がある。

13条から成る規程であり、ここですべてを紹介できないのは残念であるが、非常に厳密である。「第一 京都帝国大学ノ記録文書ハ凡テ本部庶務課記録係ニ於テ之ヲ管理スルコト」、「第三 各部局ノ事務参考用トシテ最近一箇年ノ文書ヲ其部局ニ止メ以前ニ係ル完結ノ文書ハ凡テ記録係ニ引継ヲ為スコト」を初めとして、記録係(普通京都帝国大学では「掛」の字が用いられるが、この文書ではすべて「係」が用いられていた)が全学の文書を統一的に管理しようとしていたことが読み取れる。

この規程によると記録係は、文書の保存期限や関係文書の完否を明らかにすることを各部局に求め(第四)分類目録と索引目録(書式や記入例も記されている)を作成すること(第六)が定められており、細かいところでは、文書の厚さが三寸(1寸は約3cm)以上に達したものは分割成冊するとまで決まっている(第八)。文書の閲覧や他部局からの借受に関しても詳細な規則があり(第十三)、「第十二 編次シタル文書ハ非常事変アルニ際シ京都帝国大学本部ニ属スル諸物中最先ノ保護ヲ受クヘキコト」ともある。

さらに『京都帝国大学文書保存及分類取扱手続』が添えられており、ここでは、文書の保存期限と分類が具体的に示されている。

保存期限に関しては、「一種」から「五種」まで、それぞれ「無期」、「廿(二十)年」、「十年」、「五年」、「一年」に分けられており、「一種」す

なわち無期(永久)保存に定められた文書としては、「御写真拝戴ニ関スル書類」、「行幸啓ニ関スル書類」、「大学院学生宣誓簿」、「職員任免辞令案」、「職員履歴書(甲高等官 乙判任官 丙福岡医科大学ノ三冊)」など全36項目が挙げられている。なかでも特筆すべきは「廃棄書類目録 別紙記載甲号書式-写真」が無期保存に定められていることであり、仮にこれが現在まで残されていたならば、古い時期の大学について、非常に深い情報を得ることができたであろうと思われる(実際には確認されていない)。

次に分類に関しては五類に分けられており、一類に属するのは、評議会議事録など大学全体の管理運営に関するもの、二類は人事関係中心、三類は各部局関連のものなどやや雑多であり、四類が学生関連、五類が経理関係となっている。

この簿冊にはこのほか、この規程の制定に関する事務書類(古いものは明治三十一年十二月二十三日の日付)や「書類筆筭雛型」の図面なども付されているが、その中には文書管理の参考とするために本省(文部省)の文書管理規程一部の送付を依頼する書翰の文案(日付は明治三十九年二月一日)も含まれており、設立10年を迎えようとする大学が、国の一行政機関として、中央のルールに倣いながら、合理的な文書管理を行おうとしていたことが窺われる。

この規程は、その後の京都帝国大学、京都大学の文書管理にどのような形で生かされているのだろうか。今後の課題としたい。

